

★ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第一号）（人事課）

一 制定の理由

地方自治法（以下「法」という。）の一部が改正され、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（以下「知事等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対して損害賠償責任を負う額から、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める。

2 最低負担額

法第二百四十三条の二第一項に規定する条例で定める額（以下「最低負担額」という。）は、次のとおりとする。

（一）知事等（地方警務官を除く。）の最低負担額は、県から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額とする。

（1）知事 六

（2）副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

（3）人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会

の委員又は地方公営企業の管理者 二

（4）職員（地方警務官並びに(2)及び(3)に掲げる職員を除く。） 一

（二）地方警務官の最低負担額は、国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額とする。

（1）警察本部長 二

（2）警察本部長以外の地方警務官 一

3 損害賠償責任の一部免責

知事等が県に対して負う損害賠償責任については、知事等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から最低負担額を控除して得た額について、その責任を免れる。

三 施行期日

令和二年四月一日

★ 公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（条例第二号）（環境県民局）

一 制定の理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）が法人に対する損害賠償責任を負うとともに、損害賠償額の一部を免除することができることとされた。その場合の役員等の最低負担額については、条例で定めることとされたことを踏まえ、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定める。

2 最低負担額

法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関する知事の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において役員等が法人から支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他給付の一事業年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

- (一) 理事長又は副理事長 六
- (二) 理事 四
- (三) 監事又は会計監査人 二

三 施行期日

令和二年四月一日

★ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第三号）（健康福祉局）

一 制定の理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において、社会福祉法の一部が改正され、社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 無料低額宿泊所の範囲

無料低額宿泊所は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合又は事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、若しくは宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(一) 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

(2) 入居者の総数に占める生活保護法第六条第一項に規定する被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

(3) 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、かつ、利用料を受領してサービスを提供していること。

(二) 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づく額以下であること。

2 基本方針

(一) 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

(三) 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならぬ。

(四) 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に

対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

- (五) 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 3 設備及び運営に関する基準

#### (一) 構造設備等の一般原則

無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### (二) 設備の専用

無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。

#### (三) 職員等の資格要件

(1) 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（以下「法」という。）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に三年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(2) 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

(3) 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。）(四)を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であってはならない。

#### (四) 運営規程

無料低額宿泊所の設置者は、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額、施設の利用に当たつての留意事項、非常災害対策等施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

#### (五) 非常災害対策

無料低額宿泊所の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

#### (六) 規模

無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

#### (七) サテライト型住居の設置

(1) 無料低額宿泊所の設置者は、本体施設と一体的に運営される附属施設であつて、

利用期間が原則として一年以下のサテライト型住居（入居定員が四人以下のものに限り。）を設置することができる。

(2) サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

(3) 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次のとおりとする。

ア 3(三)(1)の要件を満たす者が施設長のみである場合 四以下

イ 3(三)(1)の要件を満たす者が施設長のほか一人以上いる場合 八以下

(4) 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次のとおりとする。

ア 3(三)(1)の要件を満たす者が施設長のみである場合 二十人以下

イ 3(三)(1)の要件を満たす者が施設長のほか一人以上いる場合 四十人以下

#### (ハ) 設備の基準

(1) 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法の規定を遵守するものでなければならない。

(2) 無料低額宿泊所の建物は、消防法の規定を遵守するものでなければならない。

(3) (2)のほか、無料低額宿泊所の設置者は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

(4) 無料低額宿泊所が設けなければならない設備は、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場とする。

(5) (4)の設備の基準は、次のとおりとする。

#### ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあつては、四・九五平方メートル以上とすること。

(エ) 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

(オ) 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

(カ) 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

イ 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ウ 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

エ 便所 入居定員に適したものを設けること。

オ 浴室

- (ア) 入居定員に適したものを設けること。
- (イ) 浴槽を設けること。

カ 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

- (6) 無料低額宿泊所には、必要に応じ、共用室、相談室、食堂その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(九) 職員配置の基準

- (1) 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

- (2) 無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に該当する場合には、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(十) 利用料の受領

無料低額宿泊所の設置者は、入居者から利用料として、食事の提供に要する費用、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費等を受領することができる。

(四) サービス提供の方針

- (1) 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入居者の心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- (2) 無料低額宿泊所の設置者は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

- (3) 無料低額宿泊所の設置者は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

- (4) 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(五) 施設長の責務

施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

(六) 勤務体制の確保等

無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

(七) 秘密保持等

無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密

を漏らしてはならない。

(六) 苦情への対応

- (1) 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 無料低額宿泊所の設置者は、提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(七) 事故発生時の対応

無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(八) サテライト型住居に係る設備の基準等

サテライト型住居は、当該サテライト型住居ごとに(八)(3)、(4)及び(6)に規定する設備の基準を満たさなければならない。

三 施行期日

令和二年四月一日。ただし、二三(七)及び(八)については令和四年四月一日



★ 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四号）（人事課）

一 改正の要旨

地方自治法等の一部を改正する法律において地方自治法の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項の整理を行った。

- 1 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- 2 広島県公営企業の設置等に関する条例
- 3 広島県病院事業の設置等に関する条例

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）

一 改正の要旨

特別職の職員等の旅費又は費用弁償について、定められた額によることが特別の事情により困難である場合に、支給額を調整することができることとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年三月二十四日

★ 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第六号）  
（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進等のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、二二一人	四、二六一人	五〇人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二〇六人	五、一三四人	△七十二人
市町立学校県費負担教職員	九、二七七人	九、三〇四人	二七人

三 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例（条例第七号）（福利課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、時効に係る規定が整理されたことに伴い、用語の整理を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第八号）（財政課）

一 改正の要旨

毒物及び劇物取締法の一部改正を踏まえた毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請手数料等の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	毒物及び劇物取締法の改正を踏まえた毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請手数料等の改正等
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う繊維強化プラスチック複合容器以外の圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査手数料の新設
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正等に伴う建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料等の新設等
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	漁業法の改正に伴う引用条項の整理
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正
広島県広島ヘリポート条例	格納庫用地使用料の金額の改正
広島県警察関係手数料条例	古物営業法の改正に伴う引用条項の整理

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) (二)の改正以外の改正及び2の措置 令和二年四月一日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち漁業法の改正に伴う引用条項の整理 漁業法等の一部を改正する等の法律附則第一條本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

2 経過措置

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の改正規定の施行の際現に使用の許可を受けている者等のため、必要な経過措置を設けた。

★ 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（税務課）

一 改正の要旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等の建設に要する経費に充てる財源の確保を目的として、法人税割に係る県民税の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十号）  
（市町行財政課）

- 一 改正の理由  
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設設置者等が欠格事項に該当するおそれがあるものとして省令で定める者に該当した場合の届出の受付	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
二 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の使用の休止及び再開の届出の受付	市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）
三 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務のうち、動物販売業者等による動物の種類ごとの数等に係る届出の受付等	呉市及び福山市

- 2 市町が処理する事務から削除したもの

事 務	対 象 市 町
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務のうち、犬猫等販売業者による犬猫等の種類ごとの数等に係る届出の受付	呉市及び福山市

- 3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 二一の表の一及び二3（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和二年三月二十四日
- 2 二一の表の二及び二3（浄化槽法に関するものに限る。）の改正 令和二年四月一日
- 3 二一の表の三並びに二2及び二3（動物の愛護及び管理に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和二年六月一日

★ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）  
（循環型社会課）

一 改正の要旨

浄化槽法の一部が改正され、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されたことを踏まえ、浄化槽保守点検業者に対し、その登録の有効期間内に、営業所に設置する浄化槽管理士に研修を受けさせることを義務付けるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日



★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児  
連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（  
条例第十二号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改  
正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入できる副  
園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を五年間から十年間に延長した。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（食生活衛生課）

一 改正の要旨

旅館業の入浴設備等におけるレジオネラ症の発生防止対策を講じるため、旅館業を営む者等が講じるべき措置の基準を見直すなど必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴い、動物愛護管理員を置くなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年六月一日

★ 興行場法施行条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

健康増進法の一部が改正され、多数の者が利用する施設における喫煙が一定の場所を除き禁止されたことを踏まえ、施設の構造設備の基準のうち喫煙室等に係る規定を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十六号）  
（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法の一部が改正され、公衆衛生上必要な措置に関する基準を厚生労働省令で定めることとされたことに伴い、条例で定めていた基準を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年六月一日

★ 広島県立三次看護専門学校条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

大学等における修学の支援に関する法律により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対する授業料等の減免等について定められたことを踏まえ、広島県立三次看護専門学校において授業料等減免対象者として認定された者から徴収した入学料については返還することとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例及び広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

公共職業能力開発施設における授業料等減免制度が創設され、県が設置する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校に入校若しくは入学又は在校若しくは在学する者で低所得者世帯の者については、入校料又は入学料及び授業料を減免することができることとされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日等

1 施行期日

令和二年四月一日

2 経過措置

改正後の規定に基づく入校料又は入学料の取扱いについては、令和二年度以降に広島県立職業能力開発校に入校する者又は広島県立技術短期大学校に入学する者から適用する経過措置を設けた。

★ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（道路企画課）

一 改正の要旨

道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、自転車通行帯に関する規定を設けるなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日



★ 広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

県が管理する漁港施設の有効活用を図ることを目的とし、漁港施設の占用許可に係る有効期間を最長十年間とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（港湾振興課）

一 改正の理由

県内における放置艇解消に向けた対策として、プレジャーボートの所有者に対し、係留保管施設等に係留保管したことの届出を義務付けるとともに、違反者に対する罰則を新設するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 係留保管施設等への係留保管等の届出の新設

(一) プレジャーボートの所有者は、係留保管施設又は正当な権原に基づいて係留保管を行う場所（以下「係留保管施設等」という。）に係留保管を開始した日から三十日以内に規則で定める事項（以下「届出事項」という。）を知事に届け出なければならぬこととした。

(二) (一)により届出をした者は、届出事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から三十日以内に知事に届け出なければならないこととした。

(三) 係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有権を取得した者は、所有権を取得した日から三十日以内に知事に届け出なければならないこととした。

(四) (三)にかかわらず、相続によって係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者となった者は、自己のために相続の開始があったことを知った日から三月以内に知事に届け出なければならないこととした。

(五) プレジャーボートの所有者は、(一)、(二)、(三)又は(四)により届け出た係留保管施設等における係留保管を終了したとき（係留保管施設等を変更した場合を除く。）は、終了した日から三十日以内に知事に届け出なければならないこととした。

2 重点放置禁止区域内における禁止行為の新設

何人も、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面として、知事が指定した区域（漁港の区域及び港湾区域を除く。以下「重点放置禁止区域」という。）内において、みだりに、プレジャーボートを捨て、又は放置してはならないこととした。

3 行政財産の目的外使用の許可を受けた者の特例

プレジャーボートの係留保管を目的として、広島県が管理する港湾施設又は漁港施設のうち知事が別に指定した水域における行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、(一)、(二)、(三)又は(四)の届出をしたものとみなすこととした。

4 罰則の新設

(一) 2に違反し、重点放置禁止区域内において、プレジャーボートを捨て、又は放置した者は、三十万円以下の罰金に処することとした。

(二) 1(一)、(二)、(三)又は(四)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処することとした。

5 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日等

1 施行期日

令和三年四月一日

2 経過措置等

(一) 係留保管施設等への係留保管等の届出は、令和三年四月一日以後に新たにプレジャーボートの所有者となった者について適用するものとし、この条例の施行の際現にプレジャーボートの所有者である者（以下「施行時所有者」という。）については、令和五年三月三十一日までの間は、適用しないこととした。

(二) 施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現にプレジャーボートの所有者である者は、係留保管施設等への係留保管等について、令和五年四月一日から同年九月三十日までの間に、届け出なければならぬこととした。

★ 広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（住  
宅課）

一 改正の要旨

1 県営住宅への入居に当たり必要となる連帯保証人を確保できないことにより、入居  
決定後の辞退が発生するなど、連帯保証人の確保を求めることが入居を阻害する要因  
となっていることなどに鑑み、入居手続における連帯保証人の確保を不要とするなど、  
必要な改正を行った。

2 民法の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年三月二十四日。ただし一・二については令和二年四月一日

★ 広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（企業局）

一 改正の要旨

水道事業者の責めに帰することができない事由により超過水量が生じたときは、使用料金の料率を適用できることとするなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（教育委員会）

一 改正の要旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）を定めることとされたことを踏まえ、指針に基づき教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を教育委員会が行うこととするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（労働委員会）

一 改正の要旨

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部が改正され、紛争調整委員会による調停等の制度が創設されたことに伴い、個別労働関係紛争のあっせんを行わないものを追加するなど、必要な改正を行った。
- 2 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部が改正され、紛争調整委員会による調停等の制度が創設されたことに伴い、個別労働関係紛争のあっせんを行わないものを追加するなど、必要な改正を行った。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 及び 3 の改正 令和二年四月一日
- 2 一 2 の改正 令和二年六月一日

★ 広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例を廃止する条例（条例第二十六号）（食品生活衛生課）

一 廃止の要旨

食品衛生法の一部が改正され、全ての食品等事業者に対する高度な衛生管理の基準が設けられたことを踏まえ、広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例を廃止した。

二 施行期日

令和二年六月一日